

文書の左横書き実施に伴う松戸市議会委員会条例の経過措置を定める条例を廃止する条例

文書の左横書き実施に伴う松戸市議会委員会条例の経過措置を定める条例（昭和36年松戸市条例第36号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。